

## 9.11 景観

### 9.11.1 調査結果の概要

#### (1) 調査内容

施設の存在に伴う景観の影響を予測及び評価するために、表9.11-1に示す調査項目について調査を実施した。

表 9.11-1 景観の調査項目

調査項目	
主要な眺望景観	・眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 既存資料調査

既存資料調査では、表 9.11-2(1)～(2)に示す資料を収集、整理した。

表 9.11-2(1) 既存資料調査の収集資料

調査項目	収集資料
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県地理環境情報（ふるさと緑の景観地）」（埼玉県ホームページ）</li> <li>・「彩の国埼玉情報サイトさいたまなび」</li> <li>・「川口市内の観光スポット」（川口市ホームページ）</li> <li>・「草加のみどころ」（草加市ホームページ）</li> <li>・「越谷を楽しむ」（越谷市ホームページ）</li> <li>・「全国観るなび 全国観光情報検索」（公益社団法人 日本観光振興協会ホームページ）</li> <li>・「土地分類基本調査 地形分類図（大宮）」（昭和 48 年、埼玉県）</li> <li>・「土地分類基本調査 地形分類図（野田）」（昭和 55 年、茨城県、埼玉県、千葉県）</li> <li>・「国土調査（土地分類基本調査 表層地質図）」（国土交通省ホームページ）</li> <li>・「川口の文化財」（川口市立文化財センターホームページ）</li> <li>・「さいたま市の文化財」（さいたま市ホームページ）</li> <li>・「草加市の指定・登録文化財」（草加市ホームページ）</li> <li>・「越谷市の指定文化財」（越谷市ホームページ）</li> <li>・「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）</li> </ul>

表 9.11-2(2) 既存資料調査の収集資料

調査項目	収集資料
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査（第4回・第6回 巨樹・巨木林調査）」（環境省ホームページ）</li> <li>・「巨樹・巨木林データベース」（環境省ホームページ）</li> <li>・「自然環境保全基礎調査（第6回・第7回植生調査）」（環境省ホームページ）</li> </ul>

## 2) 現地調査

景観の現地調査は、表 9.11-3 に示す方法により調査を実施した。

表 9.11-3 景観の調査方法

調査項目	調査内容
主要な眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点からの景観（眺望）特性を現地踏査及び写真撮影にて把握した。</li> <li>《現地踏査》               <ul style="list-style-type: none"> <li>①眺望方向の景観の概要の把握 （眺望点から対象事業実施区域方向がどう見えるのか、眺望点からの景観がどのように構成されているか。）</li> </ul> </li> <li>《写真撮影》               <ul style="list-style-type: none"> <li>②主要な眺望点から対象事業実施区域を含む景観写真をデジタルカメラにて撮影した。</li> </ul> </li> <li>・撮影条件は、撮影高さ地上 1.5m、焦点距離 35mm とした。</li> </ul>
主要な眺望地点の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点の利用特性を現地踏査にて把握した。</li> <li>①利用者の属性（年齢層等）</li> <li>②利用形態（休憩、散歩、釣り等）</li> <li>③眺望点の雰囲気（駐車場や公衆トイレの有無等）</li> </ul>

## (3) 調査地域・調査地点

### 1) 既存資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の 3km 程度の範囲とした。

## 2) 現地調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の3km程度の範囲とした。

調査地点は、調査地域において景観への影響の予測及び評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とし、調査地域内の公園等で不特定多数の利用者が見込まれる場所のうち、戸塚環境センターの既存施設の視認性を考慮して、表 9.11-4 及び図 9.11-1 に示す5地点を選定した。

表 9.11-4 景観の調査地点

調査項目	調査地点	
景観	No.1	戸塚環境センター南
	No.2	北辰病院駐車場付近
	No.3	出羽公園
	No.4	戸塚南公園
	No.5	長蔵新田第3公園

## (4) 調査期間等

### 1) 既存資料調査

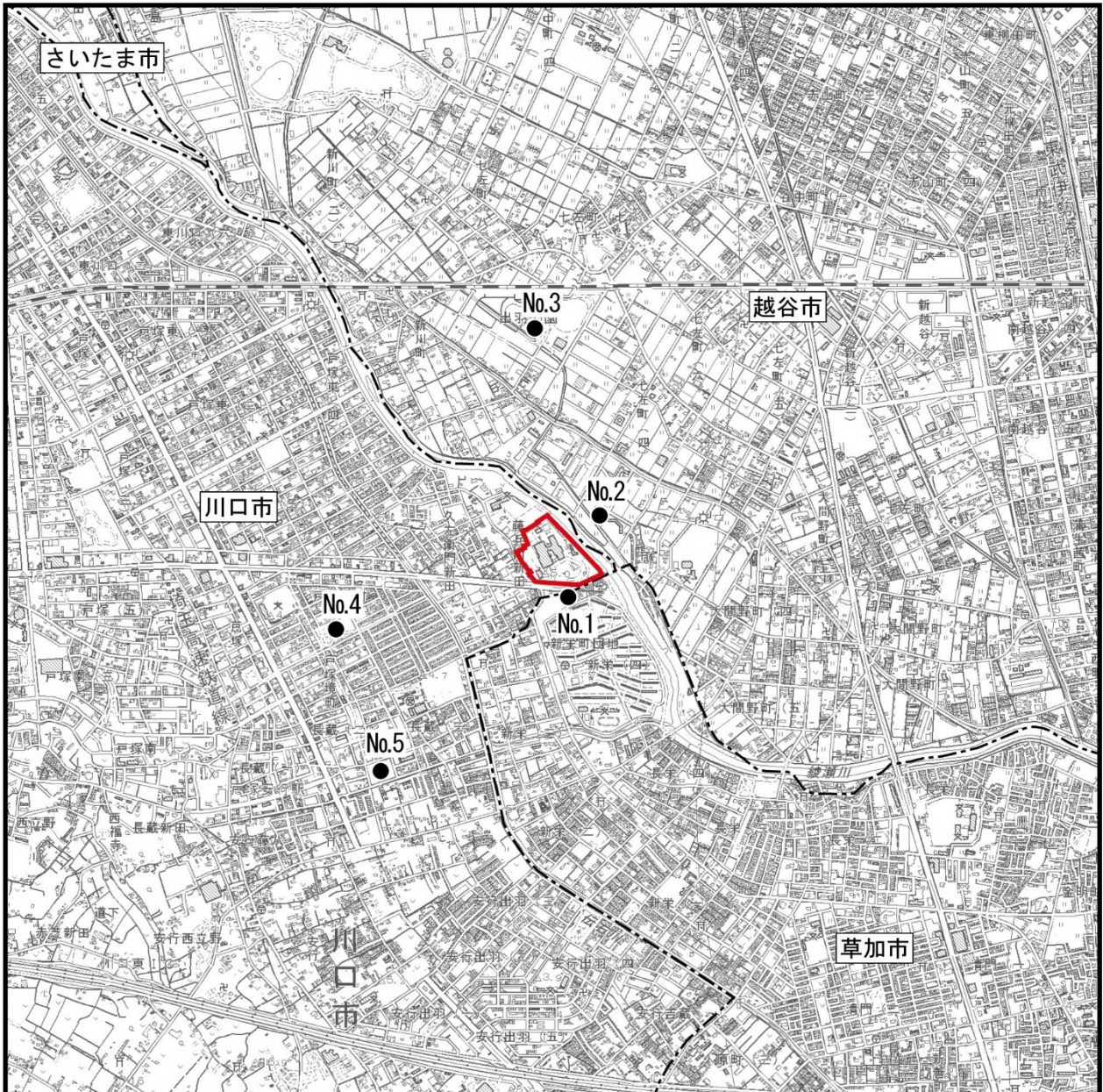
既存資料は、入手可能な最新年の資料を入手した。

### 2) 現地調査

景観の調査期間等は、表 9.11-5 に示すとおりである。

表 9.11-5 景観の調査期間等

調査項目	調査期間	
主要な眺望景観	夏季	平成30年 8月18日 (土)
	秋季	平成30年11月15日 (木)
主要な眺望地点の状況	冬季	平成31年 1月29日 (火)
	春季	令和元年 5月23日 (木)



- : 対象事業実施区域
- : 市界
- : 景観調査地点



0 250 500m  
1/25,000

図 9.11-1 景観の調査地点



(5) 調査結果

1) 主要な眺望景観

ア 現地調査

調査地点から対象事業実施区域方向の眺望景観の状況は、表 9.11-6(1)～(5)に示すとおりであった。

表 9.11-6(1) 眺望景観の状況 (No.1：環境センター南)

	<p>調査時期：夏季</p> <p>調査日： 平成 30 年 8 月 18 日 (土) 天候：晴</p>	<p>視点の概要、景観の特性</p> <p>■視点の概要 対象事業実施区域からの 距離：約 0.05km 方向：南</p> <p>■景観の特性 「眺望景観の状況」</p>
	<p>調査時期：秋季</p> <p>調査日： 平成 30 年 11 月 15 日 (木) 天候：晴</p>	<p>近景は、対象事業実施区域 入口、植栽帯で構成されて おり、中景に既存施設の西 棟及び東棟が確認される。</p>
	<p>調査時期：冬季</p> <p>調査日： 平成 31 年 1 月 29 日 (火) 天候：晴</p>	
	<p>調査時期：春季</p> <p>調査日： 令和元年 5 月 23 日 (木) 天候：晴</p>	

表 9.11-6(2) 眺望景観の状況 (No.2: 北辰病院駐車場付近)



	<p>調査時期：夏季</p> <p>調査日： 平成 30 年 8 月 18 日 (土) 天候：晴</p>	<p>視点の概要、景観の特性</p> <p>■視点の概要 対象事業実施区域からの 距離：約 0.25km 方向：東</p> <p>■景観の特性 「眺望景観の状況」</p>
	<p>調査時期：秋季</p> <p>調査日： 平成 30 年 11 月 15 日 (木) 天候：晴</p>	<p>近景は、北辰病院駐車場で構成されており、中景には綾瀬川の堤防を挟んで対象事業実施区域が確認される。</p>
	<p>調査時期：冬季</p> <p>調査日： 平成 31 年 1 月 29 日 (火) 天候：晴</p>	
	<p>調査時期：春季</p> <p>調査日： 令和元年 5 月 23 日 (木) 天候：晴</p>	



表 9.11-6(3) 眺望景観の状況 (No.3 : 出羽公園)

	<p>調査時期：夏季</p> <p>調査日： 平成 30 年 8 月 18 日（土） 天候：晴</p>	<p>視点の概要、景観の特性</p> <p>■視点の概要 対象事業実施区域からの 距離：約 0.7km 方向：北</p> <p>■景観の特性 「眺望景観の状況」</p>
	<p>調査時期：秋季</p> <p>調査日： 平成 30 年 11 月 15 日（木） 天候：晴</p>	<p>近景は、公園の広場となつており、遠景に対象事業実施区域が確認される。</p>
	<p>調査時期：冬季</p> <p>調査日： 平成 31 年 1 月 29 日（火） 天候：晴</p>	
	<p>調査時期：春季</p> <p>調査日： 令和元年 5 月 23 日（木） 天候：晴</p>	

表 9.11-6(4) 眺望景観の状況 (No.4: 戸塚南公園)

	<p>調査時期：夏季</p> <p>調査日： 平成 30 年 8 月 18 日（土） 天候：晴</p>	<p>視点の概要、景観の特性</p> <p>■視点の概要 対象事業実施区域からの 距離：約 0.7km 方向：西</p> <p>■景観の特性 「眺望景観の状況」</p>
	<p>調査時期：秋季</p> <p>調査日： 平成 30 年 11 月 15 日（木） 天候：晴</p>	<p>近景は、戸塚南公園の運動場が広がり、遠景に対象事業実施区域が確認される。</p>
	<p>調査時期：冬季</p> <p>調査日： 平成 31 年 1 月 29 日（火） 天候：晴</p>	
	<p>調査時期：春季</p> <p>調査日： 令和元年 5 月 23 日（木） 天候：晴</p>	



表 9.11-6(5) 眺望景観の状況 (No.5: 長蔵新田第3公園)

	<p>調査時期：夏季</p> <p>調査日： 平成 30 年 8 月 18 日（土） 天候：晴</p>	<p>視点の概要、景観の特性</p> <p>■視点の概要 対象事業実施区域からの 距離：約 0.9km 方向：南西</p> <p>■景観の特性 「眺望景観の状況」</p>
	<p>調査時期：秋季</p> <p>調査日： 平成 30 年 11 月 15 日（木） 天候：晴</p>	<p>近景は、長蔵新田第3公園の運動場となっており、遠景に対象事業実施区域が確認される。</p>
	<p>調査時期：冬季</p> <p>調査日： 平成 31 年 1 月 29 日（火） 天候：晴</p>	
	<p>調査時期：春季</p> <p>調査日： 令和元年 5 月 23 日（木） 天候：晴</p>	

## 2) 主要な眺望地点の状況

### ア 既存資料調査

主要な眺望地点の状況の既存資料調査の結果は、前掲「第3章対象事業実施区域及びその周囲の概況 3.2 自然的状況 (6) 景観、自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、公園等の施設を除くと、眺望地点になるような場所はないため、対象事業実施区域周辺の主要な眺望地点としては、公園等の施設を中心に現地踏査を実施し選定した。

### イ 現地調査

#### (ア) 環境センター南

対象事業実施区域の南側に隣接し、市道幹線第50号線沿いに位置し、眺望地点付近には、バス停が設置されている。

眺望地点周辺では、バス停利用者、散歩及びジョギング等を行う人の姿が見られた。

#### (イ) 北辰病院駐車場付近

北辰病院の西側で綾瀬川との間に位置し、眺望地点付近には、北辰病院の駐車場が存在している。

眺望地点周辺では、病院の利用者及び周辺の集合住宅の住民の姿が見られた。

#### (ウ) 出羽公園

出羽公園内に位置し、眺望地点付近には、遊具、駐車場、トイレ及びグラウンド等が設置されている。

公園利用者は家族連れが多く、釣り、犬の散歩及びウォーキング等の利用が見られた。

#### (エ) 戸塚南公園

戸塚南公園内に位置し、眺望地点付近には、遊具、トイレ及びグラウンドが設置されている。

公園利用者は家族連れや子供が多く、野球、サッカー、ウォーキング及び犬の散歩等の利用が見られた。

#### (オ) 長蔵新田第3公園

長蔵新田第3公園内に位置し、眺望地点には、遊具、トイレ及びグラウンドが設置されている。

公園利用者はスポーツ少年団と思われる子供たちによるサッカーの練習やキャッチボール等の利用が見られた。

### 3) その他の予測・評価に必要な事項

#### ア 既存資料調査

##### (ア) 地域の景観特性

地域の景観特性の既存資料調査の結果は、前掲「第3章対象事業実施区域及び周囲の概況 3.2 自然的状況 (6)景観、自然とのふれあいの場の状況」に示すとおりである。

##### (イ) 地形・地質

地形・地質の既存資料調査の結果は、前掲「第3章対象事業実施区域及び周囲の概況 3.2 自然的状況 (4)地形及び地質の状況」に示すとおりである。

##### (ウ) 植物（巨樹・巨木林、植物群落、緑の量）

植物の既存資料調査の結果は、前掲「第3章対象事業実施区域及び周囲の概況 3.2 自然的状況 (5)動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況 イ植物」に示すとおりである。

##### (エ) 史跡・文化財等の状況

史跡・文化財等の状況の既存資料調査の結果は、前掲「第3章対象事業実施区域及び周囲の概況 3.2 自然的状況 (7)文化財その他の生活環境の状況」に示すとおりである。



## 9.11.2 予測

### (1) 施設の使用に伴う景観への影響

#### 1) 予測内容

施設の使用による主要な眺望景観の変化の程度を予測した。

#### 2) 予測地域・地点

予測地域は、現地調査の調査地域と同様とし、対象事業実施区域から約 3km 程度までの範囲とした。

予測地点は、主要な眺望景観の現地調査を実施した前掲表 9.11-4 に示す 5 地点とした。

#### 3) 予測対象時期等

新施設の完成後とした。

#### 4) 予測方法

新施設の施設計画に基づき、現況の眺望写真を基にして、フォトモンタージュを作成し、現況の眺望写真と比較して、変化の程度を視覚的に判断する方法により定性的に予測した。

#### ア 予測条件

新施設の施設計画は、前掲「第 2 章対象事業の目的及び概要 2.3 対象事業の概要 (4) 対象事業で整備する施設の概要」に示すとおりである。

#### 5) 予測結果

主要な眺望景観の予測結果は、表 9.11-7(1)～(5)に示すとおりである。

表 9.11-7(1) 主要な眺望景観の予測結果 (No.1：環境センター南)



<p>現況</p>	
<p>施設の存在時</p>	
<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設（東棟）と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。既存の植栽木が消失するが、対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではなく、影響は小さいと予測される。</li> </ul>	



表 9.11-7(2) 主要な眺望景観の予測結果 (No.2: 北辰病院駐車場付近)

現況	
施設の存在時	
注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。	
・ 既存施設と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により新施設の下層部の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではなく、影響は小さいと予測される。	



表 9.11-7(3) 主要な眺望景観の予測結果 (No.3 : 出羽公園)



<p>現況</p>	
<p>施設の存在時</p>	
<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の存在時において、既存施設（東棟）と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域から約 0.7km 離れていることから、眺望の変化は小さく、影響は極めて小さいと予測される。</li> </ul>	



表 9. 11-7(4) 主要な眺望景観の予測結果 (No.4 : 戸塚南公園)

<p>現況</p>	
<p>施設の存在時</p>	 <p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p>
<p>・ 既存施設の煙突の右側に新施設の煙突が視認できるようになるが、手前の住宅等に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は極めて小さいと予測される。</p>	



表 9.11-7(5) 主要な眺望景観の予測結果 (No.5 : 長蔵新田第3公園)

<p>現況</p>	
<p>施設の存在時</p>	
<p>注) 将来の写真の表現については、現時点でのイメージである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設の煙突よりも右側に新施設の煙突が視認できるようになるが、手前の樹木や住宅等に遮られることから、眺望の変化は小さく、影響は極めて小さいと予測される。</li> </ul>	



### 9.11.3 評価

#### (1) 施設の存在に伴う景観への影響

##### 1) 評価方法

##### ア 影響の回避・低減の観点

景観において、周辺環境に及ぼす影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、または低減されているかどうかについて明らかにした。

##### イ 基準・目標等との整合の観点

基準・目標等との整合性の検討については、国、埼玉県または関係市により環境保全に係る基準値や目標等が示されている場合には、それらを環境の保全上の目標として設定し、基準値や目標等がない場合には、その他の環境の保全上の目標を設定して、予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにした。

景観に係る環境保全目標は、表 9.11-8 に示すとおりとした。

表 9.11-8 施設の存在に伴う景観に係る環境保全目標

影響要因の区分	環境保全目標
施設の存在	「景観法」（平成 16 年、法律第 110 号）及び「川口市景観形成条例」（平成 19 年、川口市条例第 26 号）に基づく「川口市景観計画」（平成 26 年、川口市）に示されている景観形成基準を考慮して、景観に係る環境保全目標は、「周辺の景観との調和が図られること。」とした。

注) 「川口市景観計画」（平成 26 年 12 月、川口市）に示されている景観形成基準の概要は、表 9.11-9(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.11-9(1) 川口市景観計画における景観形成基準の概要

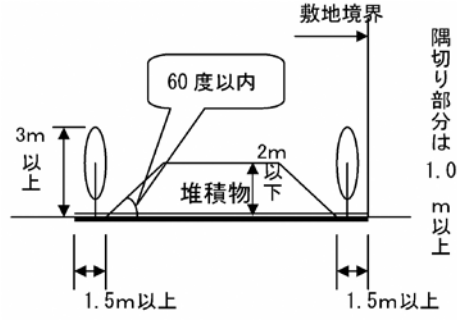
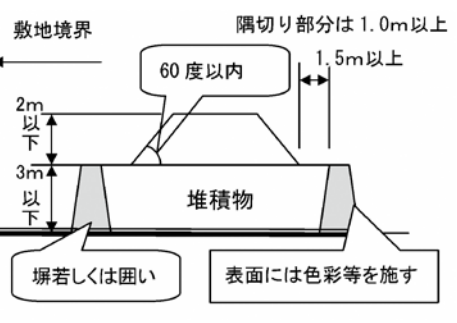
関係計画等	景観形成基準の概要		
川口市景観計画 (平成 26 年、川口市)	<b>【建築物の建築等】</b>		
	形態 意匠	形状	①建築物は、著しく不整形な形状は避け周辺景観と調和するよう工夫する。
		材質	①建築物の外壁は、汚れ、色あせ、色むら等の目立ちにくい材料の使用に努める。
		色彩	①建築物(附属建築物を含む)の色彩は以下のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。 1) 共通に使用できる色彩 色相が GY, G, BG, B, PB, P, RP…彩度 3 以下 2) 区分ごとに使用できる色彩 【中高層住居系】 ①周辺の住宅や公園緑地等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩 ②色相が R 及び YR…彩度 5 以下 ③色相が Y…彩度 4 以下
	その他 の意匠	①建築物に設ける点滅する光源については設置制限に適合するものとし、周辺景観と調和するよう工夫する。	
		①附属建築物等は著しく不整形な形状は避けると共に、設置位置等に配慮し、周辺景観と調和するよう工夫する。	
	壁面の位置	コンテナボックス	①複数設置するコンテナボックスの外壁面から道路又は敷地境界までの間には 1.5m 以上(道路の隅切り部分の境界からの距離は 1.0m 以上とする。)の距離を設け、安全に配慮するとともに周辺景観と調和するよう工夫する。 ②複数設置するコンテナボックスを、前面道路等の公共の場から直接望見出来ないようにするための 3m 以下の塀、囲い(高さは地盤面から 3m 以下とする。)の設置又は木竹(高さは地盤面から 3m 以上とする。)の植栽を行った場合は当該基準以外の景観形成基準の規定は適用しない。
	高さの最高限度 <sup>注)</sup>	①用途地域、容積率に応じて設定される建築物の高さの最高限度を遵守し、周辺景観と調和するよう工夫する。	
敷地内の木竹の保全若しくは適切な植栽を行う面積の最低限度	①500m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満の敷地における緑化面積は、既存樹林や既存樹木を含め敷地面積当たり 10%(商業地域と近隣商業地域は 5%)以上とし、建築物及び工作物と調和するよう工夫する。 ②極力既存木竹の保全を図ると共に、木竹の植栽に当たっては以下により周辺景観の向上に資するよう工夫する。 ・樹木は、極力前面道路側に配置する。 ・樹木の樹種は、極力地域特性にふさわしい樹種とする。		
注) 建築物の高さは、建築基準法の定めによるものとし、建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、5m を限度として算入しない。			

表 9.11-9(2) 川口市景観計画における景観形成基準の概要

関係計画等	景観形成基準の概要		
川口市景観計画 (平成 26 年、川口市)	<b>【工作物の建設等】</b>		
	形態 意匠	形状	①建築物に設ける工作物は、著しく不整形な形状は避けると共に、周辺景観と調和するよう工夫する。
		材質	①工作物の外壁は、汚れ、色あせ、色むら等の目立ちにくい材料の使用に努める。
		色彩	①工作物の色彩は以下のとおりとし、周辺景観と調和するよう工夫する。 1) 共通に使用できる色彩 色相が GY, G, BG, B, PB, P, RP…彩度 3 以下 2) 区分ごとに使用できる色彩【中高層住居系】 ①周辺の住宅や公園緑地等の特性に配慮し、周辺景観と調和する色彩 ②色相が R 及び YR…彩度 5 以下 ③色相が Y…彩度 4 以下
	その他の意匠	①工作物に設ける点滅する光源については設置制限に適合するものとし、周辺景観と調和するよう工夫する。	
	高さの最高限度	①工作物の高さは周辺景観と調和するよう工夫する。 ②建築物の屋上に設ける工作物の屋上設置面からの高さ又は工作物の長さは、15m 以下又は建築物の高さの 5 分の 1 以下のいずれかの小さいものとする。 ③建築物の外壁面（屋上を除く）に設ける工作物の設置面からの突出先までの最短距離は 1.5m 以下とする。	
	区域内の木竹の保全若しくは適切な植栽を行う面積の最低限度	①500m <sup>2</sup> 以上 3,000m <sup>2</sup> 未満の区域における緑化面積は、既存樹林や既存樹木を含め区域面積当たり 10%（商業地域と近隣商業地域は 5%）以上とし、建築物及び工作物と調和するよう工夫する。 ②極力既存木竹の保全を図ると共に、木竹の植栽に当たっては以下により周辺景観の向上に資するよう工夫する。 ・樹木は、極力前面道路側に配置する。 ・樹木の樹種は、極力地域特性にふさわしい樹種とする。	
	<b>【都市計画法第 4 条に規定する開発行為】</b>		
	切土又は盛土によって生ずるのりの高さ と傾斜角度	①開発に伴って生ずるのりの高さ と傾斜角度は、開発区域面積に応じた限度以内とし、周辺景観との調和が図れるよう工夫する。	
	区域内の木竹の保全又は適切な植栽を行う土地の面積の最低限度	①開発に伴って生ずるのりの処理で、擁壁、のり面、小段等を設けた土地では、主にのりの部分若しくはのりの上下部分の既存樹木を保全し又は中木や高木を植栽し、斜面地の緑の景観が形成されるよう工夫する。 ②用途地域が定められている区域では、区域内にある既存樹林の保全面積及び植栽面積の合計は開発区域面積の 10% 以上とする。 ③その他の区域では、区域内にある既存樹林の保全面積及び植栽面積の合計は開発区域面積の 15% 以上とする。	



表 9.11-9(3) 川口市景観計画における景観形成基準の概要

関係計画等	景観形成基準の概要	
川口市景観計画 (平成 26 年、川口市)	<b>【良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為】</b>	
	高さの 最高限度	①堆積物、塀、囲い等の高さは、市街地の安全に配慮し、周辺の景観と調和するよう工夫する。 ②堆積物を支える塀、囲い等を設けない場合は、堆積物の高さは、地盤面から 2m 以下とし、水平面からののり面の角度は 60 度以内とする。 ③堆積物を支える塀、囲い等がある場合の堆積物の高さは、当該塀、囲い等の上端から 2m 以下とし、水平面からの堆積物のり面の角度は 60 度以内とする。 ④堆積物を支える塀、囲い、又は堆積物が直接望見出来ないようにするための塀、囲い等を設ける場合の、当該塀、囲い等の高さは地盤面から 3m 以下とする。
	色彩	①堆積物を支える塀、囲い、又は堆積物が直接望見出来ないようにするための塀、囲い等を設ける場合の外側面の色彩は【別表 1】のとおりとし、周辺の色と調和するよう工夫する。
	堆積物と敷地境界との 離隔距離の最低限度	①堆積物のり面の下端から敷地境界、又は、堆積物を支える塀、囲い等を設け、その上に載せた堆積物のり面の下端から堆積物を支える塀、囲い等の上端内側までの離隔距離は 1.5m 以上とする。(塀、囲い等を設けない場合の道路の隅切り部分は、堆積物のり面の下端から道路境界までの離隔距離は 1m 以上とする。)
	敷地内の植栽又は木竹の保全面積の最低限度	①塀、囲い等を設けない場合は、出入り口を除き、のり面の下端と隣地境界の間の敷地に、高さ 3m 以上の樹木を 1m 間隔で植栽し、周辺の景観と調和するよう工夫する。 ②①の植栽面積は、既存樹林や既存樹木を含め敷地面積当たり 10% (商業地域と近隣商業地域は 5%) 以上とし、建築物若しくは工作物と調和するよう植樹する。 ③①の樹木の樹種は、周辺景観に配慮し地域特性にふさわしい樹種により、周辺の景観と調和するよう工夫する。 ④①の植栽では既存樹林や既存樹木の保全を図り、周辺の景観と調和するよう工夫する。
	<b>【堆積物を支える塀、囲い等を設けない場合の堆積】</b> 	<b>【堆積物を支える塀、囲い等を設ける場合の堆積】</b> 

## 2) 環境の保全に関する配慮方針

- ① 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。
- ② 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。
- ③ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。
- ④ 対象事業実施区域の敷地周りの植栽を始めとする敷地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。
- ⑤ 植栽は、低木・中木・高木を混在させ、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。

## 3) 評価結果

### ア 影響の回避・低減の観点

事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。

以上により、施設の存在に伴う景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

### イ 基準・目標等との整合の観点

事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、施設の存在に伴う景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。